

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 2 号に係る、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号 4. (2)③に規定する「都市の緑地の保全への配慮」に関する取り扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 54 条第 1 項第 2 号に係る、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号 4. (2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に関する取り扱いは、次のとおりとする。

- 1 次の各号に定める区域内においては、緑地の保全に関する制限等の内容に適合しない場合は、認定を行わない。
  - 一 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条に規定する緑地保全地域
  - 二 都市緑地法第 12 条に規定する特別緑地保全地区
  - 三 都市緑地法第 34 条に規定する緑化地域
  - 四 都市緑地法第 45 条に規定する緑地協定の区域
  - 五 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条に規定する生産緑地地区
  - 六 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 69 条の規定による条例に基づき認可された建築協定の区域
  - 七 緑地の保全に関する条例の区域
  
- 2 次の区域内においては、認定を行わない。ただし、都市の緑地の保全が図られていることが許可等により判明している場合はこの限りでない。
  - 一 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項第 2 号に規定する都市施設である緑地